

平成 30 年度川崎市「生産性向上・働き方改革モデル創出事業」 応募要領

川崎市では、市内企業の実現に向けて、多くの市内企業に展開できる「生産性向上・働き方改革モデル」を創出するため、先進性や、波及効果、実施効果の高い事業の実施に関する企画提案を募集します。

本応募要領は、本事業の目的、概要、対象事業、応募資格、応募方法及びその他留意点を記載しています。応募の際は、本応募要領に従って応募してください。

1. 事業の目的

市内の事業者は、人口構造や産業構造の変化等により、人手不足が喫緊の課題となっています。特に中小事業者等においては、深刻な経営課題となっており、生産性革命・働き方改革の取組を進め、多様な人材が集まる状況と生産性や競争力の向上を実現する、好循環を生み出すことが必要です。

そのため、本市では市内中小事業者等の生産性向上・働き方改革を後押しするため、今年度より、市内関係団体とも連携しながら、支援の取組を進めているところです。

本事業では、市内の中小事業者等への生産性向上や働き方改革の意識醸成や、普及促進のため、市内の多くの事業者の課題解決につながる高い波及効果が見込まれる事業（モデル事業）を、市内中小事業者等や業界団体、民間事業者等から広く募集します。

2. 事業概要

市内中小企業の実現に向けて、独自のアイデアによる具体的な取組を行う事業企画を公募し、応募内容から、先進性が高く、市内の多数の企業の課題解決につながり、高い波及効果が見込まれる企画を「モデル事業」として選出のうえ、その事業の全部又は一部を委託事業として事業経費の支払を行います。

事業実施期間

平成 30 年 12 月下旬（契約締結後）～平成 31 年 3 月 18 日（月）

モデル事業費

モデル事業費の支払は 1 件あたり 300 万円（消費税込み）を上限とします。（事業費全体としてこの上限額を超えている事業も提案を可能とします。）

ただし、本事業全体の予算額を踏まえ、採択された事業内容に応じて事業費を調整させていただきます。

3. 対象となるモデル事業

モデル事業の企画は、以下の3つのタイプのいずれかとして提案してください。具体的な取組内容については、生産性向上・働き方改革の両面で幅の広い企画案を期待します。

事業の種類	内容	例（イメージ）
① 社内改善型	自社の経営課題の解決に向けた取組をモデル事業として公開する	<ul style="list-style-type: none"> ●ビッグデータを活用し、製品やサービスの利用者の行動パターンの分析を行い、その結果に基づいた在庫管理、人材配置による業務効率化を図る。 ●受発注データの入力・処理や、従業員の交通費・残業代の入力・計算にRPAツールを導入し、事務作業の軽減・効率化を図る。
② 特定業種アプローチ型	業種特有の働き方改革等へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進が遅れている業種において、女性の人材確保等に向けた取組を実施する。 ●業界全体での若者の離職率の高まりが深刻な業種において、連携して若者の人材育成に取り組むため、各社が共用で利用可能な、基礎技術や知識の習得に対応した人材育成マニュアルを作成する。
③ 他者支援型	自団体が有する技術や知識、労働力によって、他社の課題を解決するためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ●1つの事業者では費用対効果の出せないICTの導入や、サービス利用について、複数の事業者を対象にシェアリングを実施する。 ●自社が開発したICT技術（ロボット、ドローンなど）の試験導入を行い、利用者へのモニター調査を通じ、市内中小事業者のICT技術の活用促進と自社の技術改良を図る。

モデル事業の実施先は、川崎市内の中小事業者等であることが条件です。※別表参照
企画書の内容について評価項目（事業適性、展開可能性・波及効果、先進性、実現性、費用適切性等）に基づく審査を実施したうえでモデル事業を選定し、採択決定を通知します。

留意事項

- モデル事業費の支払対象については、事業遂行に必要な経費しか認められませんが、目的が明確な費用であれば、基本的に事業費として計上できる範囲を限定しません。役務提供の対価として人件費計上は可能ですが、直接人件費（臨時職員の雇用にかかる経費等）については対象にはなりません。
- 本事業では、モデル事業費の支払にあたって「確定検査」を実施します。「確定検査」とは申請のあった事業費について、内容や証憑に間違いがないかを確認する検査です。確定検査の結果、申請額に変更が生じる場合があります。証憑は原本とし、本事業の事務局との契約日から事業完了日までの日付で発行されたものでなければ、委託費の対象となりませんので御注意ください。

＜確定検査に必要となる証憑の例＞

- ・ サービス利用に関する契約書
 - ・ IT 機器、ツール等の発注書
 - ・ 契約又は発注した業者からの請求書
 - ・ 契約又は発注した業者からの領収書
- クラウドシステムやサービス、ソフトウェア/ハードウェア等の運用保守費については、最大で平成 31 年 3 月分までとしますが、確定検査の時点で支払が完了していることが条件です。
 - 事業実施にあたって必要となるものは、差支えのない範囲で川崎市内事業者への優先発注に御協力ください。
 - 公序良俗に反する事業は本事業の対象外です。

4. 応募資格

本事業は、生産性向上及び働き方改革に資する取組を実施するに足りる十分な能力があることを前提とし、民間企業、大学、研究機関のほか、非営利団体、公益法人、一般社団法人、個人事業主のほか、任意団体も応募が可能です。

ただし、①「社内改善型」事業は、市内中小事業者等のみが応募することが可能です。

②③の類型の事業は、市外事業者や任意団体など、市内中小事業者等以外からの応募も可能です。

5. 応募方法

市のホームページから申請様式をダウンロードし、以下の様式 1～4 までを作成の上、「9.応募書類の提出先」に記載されている指定の宛先に郵送で提出してください。

応募申請様式

- (様式 1) 企画提案申請書
- (様式 2) 企画提案書(事業計画書) ※任意の様式での提出も可能とします。
- (様式 3) モデル事業実施先中小事業者に関する情報
- (様式 4) 誓約書

企画提案書(様式 2)の作成方法

- 作成・提出に係る費用は審査結果に関わらず申請者の負担とします。
- 任意の様式の場合、用紙の大きさは A4 版縦又は横で、横書きとします。
(ただし、必要に応じて A3 版の折り込み資料での提出も可能とします。)
- 様式内の記載内容を参照のうえ、漏れなく記載してください。
 1. 事業概要
 2. 導入するツールや、サービスの概要
 3. 期待される効果
(モデル事業で実施する事業者数や、今後のモデル事業展開範囲の想定)
 4. 事業費の内訳
 5. 実施体制
 6. 実施スケジュール

6. 応募期限

平成30年12月20日（木） 17時までに必着

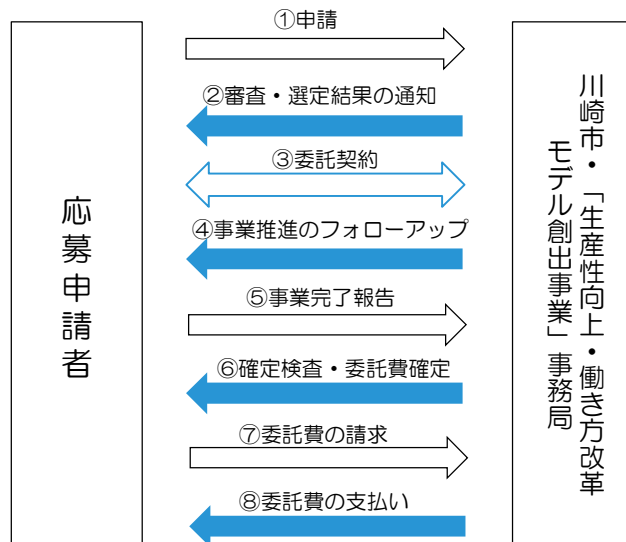
【個人情報の取扱いについて】

応募の際に提出いただく個人情報は、本事業以外の目的で使用することはありません。万一、当該目的以外の目的で利用する場合には、必ず事前に皆様にお知らせします。また、利用目的に照らして不要となった個人情報は、速やかにかつ適正に削除・廃棄します。

なお、提案書を御提出いただいた段階において、当該目的で川崎市が個人情報を使用することを了承いただけたものと判断させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

7. 事業の流れ

当事業は次のような流れで実施されます。



実施スケジュール（予定）

※時期・期間は状況により変更される場合があります。

実施項目	H30/12月			H31/1月			2月			3月			4月
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	
1.モデル事業企画の募集	■												
2.書類審査・事業選定		■											
3.業務委託契約の締結			■										
4.モデル事業実施			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
5.完了報告書の提出											■		
6.確定検査・事業費確定												■	
7.委託費の支払													■

8. 注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ、御応募ください。

- (1) 応募書類及び審査・選考の過程等で提出された資料は返却しません。
- (2) 応募書類及び審査過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- (3) 当事業の業務委託契約は、「平成30年度川崎市生産性向上推進事業」を受託している富士ゼロックス株式会社との締結になります。
- (4) 実施されたモデル事業は、提案者名と事業内容等について、市のホームページなどで公表します。
- (5) 採択後に、モデル事業としてふさわしくない事由が判明した場合、そのモデル事業の実施を取り消すことがあります。
- (6) 平成31年度以降、本市事業の一環として実施する調査への協力、セミナー等の講師等を要請する場合があります。
- (7) モデル事業費の支払については、事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。振込み期日は平成31年4月下旬を予定しています。

9. 応募書類の提出先およびお問合せ先

- (1) 宛先

封筒の表書きに「企画書在中」と表記をお願いします。

宛先：〒106-0032 東京都港区六本木3-1-1 六本木Tキューブ 10F
富士ゼロックス（株）公共文教営業統括内
「川崎市生産性向上・働き方改革モデル創出事業」事務局

- (2) 応募書類に関するお問合せ先

電話：03-3584-8592

電子メール：kcjimu@fujixerox.co.jp

10. 事業に関するお問合せ先

川崎市経済労働局 産業政策部企画課

電話：044-200-2332

電子メール：28kikaku@city.kawasaki.jp

(別表)

モデル事業実施先の対象範囲

次の表で定める市内中小事業者等で、(1)～(4)の要件を全て満たすものとします。

【中小事業者等の範囲】

	業種・組織形態	資本金	従業員
		資本の額又は出資の総額	常勤
場合対象 (個人事業主を含む) 資本金・従業員規模の一方が右記以下の組合	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
	卸売業	1億円	100人
	サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
	小売業	5,000万円	50人
	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
	旅館業	5,000万円	200人
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人
関連組合	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等		
法人 その他の	医療法人、社会福祉法人※1		
	特定非営利活動法人※2		

※1 資本金・従業員規模の一方がサービス業に記載の数値以下のもの

※2 資本金・従業員規模の一方が法人の主たる業種に記載の数値以下のもの

(1) 市内に事業所を有して1年以上事業を営む中小事業者等であること。ただし、1年未満であっても以下の①～⑤の施設に入居している中小事業者等は対象となります。

- ① かながわサイエンスパーク
- ② かわさき新産業創造センター
- ③ KSP-THINK
- ④ 明治大学地域産学連携研究センター
- ⑤ KSP Biotech Lab

(2) 市民税を滞納していない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、同一の大企業(中小企業以外の者であって事業を営む者。ただし、中小企業投資育成株式会社、特定ベンチャーキャピタル、投資事業有限責任組合は大企業には含まれない。)が単独で所有している者、又は出資している者
- ② 当該企業の発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

(4) 代表者又は役員の中に暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者がいないこと。